

小学校及び中学校教諭免許状取得希望者に対する介護等の体験の実施要領

長野県教育委員会

1 趣旨

この要領は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）（以下「特例法」という。）の規定に基づく介護等の体験について、必要な事項を定める。

2 介護等の体験の申請及び受入調整等について

(1) 介護等の体験の対象者

県内の小学校及び中学校の教諭免許に係る課程認定のある大学、短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関（以下「大学等」という。）に在籍する者又は県外の大学等に在籍する県内出身者とする。

(2) 介護等の体験希望者に対する事前指導

大学等の長は、学生（科目等履修生及び通信制課程在学者を含む。以下同じ。）に対し、特例法の制度の周知を図るとともに、介護等の体験が円滑に実施できるよう、文部科学省作成の指導マニュアル等に基づき十分な事前指導を行うものとする。

(3) 介護等の体験の受入申請

介護等の体験の受入申請は、原則として大学等の長が行うものとする。その際、大学等の長は、介護等の体験の実施期間（以下「実施期間」という。）が特定の時期に集中することのないようあらかじめ調整を行った上、介護等の体験受入申請書（様式1号）（以下「申請書」という。）に、介護等の体験希望者（決定者）名簿（様式1号及び2号の添付書）を添付し、4月末日までに一括して申請を行うものとする。

なお、申請書は、特別支援学校に係るものは長野県教育委員会教育長に、別表に掲げる施設（以下「社会福祉施設等」という。）に係るものは長野県社会福祉協議会長に、それぞれ提出するものとする。

また、実施期間等について特別の事情がある学生がいる場合は、申請に先立ち長野県教育委員会又は長野県社会福祉協議会（以下「受入調整機関」という。）の長と協議を行うものとする。

(4) 受入調整等

受入調整機関の長は、大学等の長からの申請に基づいて実施期間等の調整を行い、その結果を介護等の体験決定通知書（様式2号）（以下「通知書」という。）に介護等の体験希望者（決定者）名簿を添付し、大学等の長に通知するとともに、長野県教育委員会教育長にあっては特別支援学校の長に、長野県社会福祉協議会長にあっては社

会福祉施設の長に対して通知するものとする。

なお、申請に基づく受入調整が困難な場合にあっては、決定に先立ち大学等の長と協議するものとする。

また、長野県社会福祉協議会長は、あらかじめ年間受入可能な人数等を把握するため、社会福祉施設等の長に対して、毎年4月末日までに介護等の体験年間受入計画書（様式3号）を提出するように依頼するものとする。

(5) 県内の大学等における取扱い

県内の大学等の長は、申請書のほか、電子データにより介護等の体験希望者（決定者）名簿（電子データ用）を特別支援学校に係るものは長野県教育委員会教育長に、社会福祉施設等に係るものは長野県社会福祉協議会長に、それぞれ提出するものとする。

また、受入調整機関の長は、通知書のほか、電子データにより介護等の体験希望者（決定者）名簿（電子データ用）を、県内の大学等の長に送付するものとする。

3 介護等の体験の実施内容等について

(1) 実施内容

実施内容は、学生の希望等を考慮の上、特別支援学校又は社会福祉施設等（以下「受入施設」という。）の長が決定するが、その内容としては、学校又は施設における以下の業務に従事する場合を広く対象として取り扱うものとする。ただし、業務従事を伴わない見学等は除くものとする。

ア 障害者、高齢者等の介護又は介助

イ 学習指導の補助、話の相手又はレクレーション活動への参加など障害者、高齢者との交流

ウ 受入施設の掃除、設備の整備、洗濯など

エ 受入施設の行事への参加、手伝いなど

オ その他受入施設の職員において必要とされる業務の補助

(2) 実施時期及び期間

実施時期は、毎年度7月1日から3月31日までの間に行うものとする。

また、期間は、特別支援学校においては2日間、社会福祉施設等においては5日間の計7日間を原則とする。

(3) 実施にあたっての取扱い

ア 大学等の長は、受入調整機関の長から介護等の体験決定通知書の送付を受けたときは速やかに、各学生に対しその内容を伝えるとともに、受入施設の長が各学生に連絡事項等を送付するための返信用封筒を提出させるものとする。

イ 大学等の長は、受入施設の長に対して、介護等の体験受入依頼書（様式4号）に前記の返信用封筒を添えて学生の受入れを依頼するものとする。

- ウ 受入施設の長は、各学生に対して、連絡事項等を事前に知らせるものとする。
- エ 受入施設の長は、受入に際し、学生に身分証明書を提示させるなど、本人であることを確認するものとする。
- オ 受入施設の長は、学生に対し介護等の体験初日において、実施内容の詳細及び留意事項等について、十分な指導を行うものとする。
- カ 受入施設の長は、学生に介護等の体験の継続が困難と認められる行為等があった場合には、それ以後の体験を中止することができるものとする。
この場合、受入調整機関の長及び大学等の長にその旨を連絡するものとする。
- キ 受入施設の長は、学生の責めによらない事情により介護等の体験の実施が困難となった場合には、残余の日数について、学生と相談した上で後日実施するものとする。
- ク 受入施設の長は、介護等の体験修了時に特例法施行規則第4条第3項に定める証明書（以下「証明書」という。）を学生に交付するものとする。
- ケ 受入施設の長は、証明書の記載事項を記録した台帳（様式5号）を作成し、これを10年間保管するものとする。
また、台帳の保管期間中は、介護等の体験修了者からの申し出に応じて証明書の再発行を行うものとする。
- コ 大学等の長は、学生に対し証明書を教育職員免許状申請時まで大切に保管するよう指導するものとする。

(4) 介護等の体験実施後の報告

各年度における介護等の体験の実績について、特別支援学校の長にあつては長野県教育委員会教育長に、社会福祉施設の長にあつては長野県社会福祉協議会長に対して、翌年度の4月末日迄に介護等の体験実施報告書（様式6号）により報告するものとする。

(5) 介護等の体験の制度に関する照会

介護等の体験の制度に関する照会に対しては、長野県教育委員会高校教育課（教育職員免許状事務担当課）があたるものとする。

4 その他

(1) 介護等の体験に係る経費

介護等の体験の実施に係る経費は、学生本人が負担するものとする。

(2) 保険への加入

大学等の長は、介護等の体験時の事故に備え、学生を保険に加入させるものとする。

(3) 介護等の体験実施連絡協議会

受入施設、大学等及びその他関係機関との連携を図り、介護等の体験の円滑な実施

に資するため、長野県教育委員会の主催による協議会を開催するものとし、その参集範囲は以下のとおりとする。

ア 受入施設の代表

イ 長野県内の大学等

ウ 長野県社会福祉協議会

エ 長野県福祉担当部局（健康福祉政策課、健康づくり支援課）

オ 長野県教育委員会（高校教育課、特別支援教育課）

（４）個人情報の取扱いについて

各関係機関は、この要領に定める介護等の体験の実施にあたり収集した個人情報を、当該業務にのみ、必要な範囲内で利用すること。

また、大学等の長は、学生に対して上記個人情報の取扱いについて事前に説明するものとする。

附則

この要領は、平成 27 年度に実施する介護等の体験から適用する。

介護等の体験受入申請書

平成 年 月 日

様

印

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に規定される「介護等の体験」について、別添名簿のとおり申請します。

記

1 住所（連絡先）

〒 _____		

担当者名	TEL	FAX
_____	_____	_____

2 申込総括表

申込学生総数	体験延べ日数	その他
人	日	

3 介護等の体験希望者

別添「介護等の体験希望者（決定者）名簿」のとおり

4 体験不可能な期日（定期試験等）

注）欄外の（大学等→県教育委員会・社会福祉協議会）の県教育委員会・社会福祉協議会のいずれかの提出先に○をすること。

(様式2号)

〔 県教育委員会 → 特別支援学校 〕
〔 社会福祉協議会 → 大学等 〕
〔 社会福祉施設等 〕

介護等の体験決定通知書

平成 年 月 日

様

印

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に規定される「介護等の体験」について下記のとおり 決定しましたので通知します。

記

1 決定総数表

申込学生総数	決定学生総数
人	人

2 決定者

別添「介護等の体験希望者（決定者）名簿」のとおり

介護等の体験年間受入計画書

平成 年 月 日

様

印

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に規定される「介護等の体験」の受入可能人数は、下記のとおりです。

記

1 施設名等

施設名	
住所	〒 _____

	担当者名 _____
	T E L _____
	F A X _____

2 受入可能人数等

(様式4号)

[大学等 → 特別支援学校
社会福祉施設等]

介護等の体験受入依頼書

平成 月 日

様

印

下記の学生が小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に規定される「介護等の体験」を行うため、受入れについて御配慮願います。

記

番号	希望者氏名	本籍地 (都道府県名)	生年月日	学年	体験希望期間	体験期間中の 連絡先(電話番号)	備考
			年 月 日		月 日～ 月 日		
			年 月 日		月 日～ 月 日		
			年 月 日		月 日～ 月 日		
			年 月 日		月 日～ 月 日		
			年 月 日		月 日～ 月 日		
			年 月 日		月 日～ 月 日		
			年 月 日		月 日～ 月 日		
			年 月 日		月 日～ 月 日		
			年 月 日		月 日～ 月 日		

注) 受入施設の長から体験希望者に対して事前に連絡事項等を送付するため、希望者全員の返信用封筒を添付すること。(長形3号の封筒に、希望者氏名及び返信先住所を明記すること。)

(様式5号)

介護等の体験者台帳

(平成 年度)

番号	体験者氏名	本籍地	生年月日	大学等名	体験期間	体験の概要	証明書発行日	備考
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	
			年 月 日		月 日～ 月 日		年 月 日	

- 備考) 1 この台帳は、介護等の体験を行った翌年度から10年間保存すること
2 証明書を発行する場合は、「備考」欄に割印をすること

(様式6号)

〔特別支援学校 → 県教育委員会〕
〔社会福祉施設等 → 社会福祉協議会〕

介護等の体験実施報告書

平成 年 月 日

様

印

平成 年度に、本校（当施設）において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に規定される「介護等の体験」を実施した状況は、下記のとおりです。

記

1 総括表

体験者総数	人
-------	---

2 体験者

(別表)

介護等の体験受入社会福祉施設一覧

施設名	略記
児童福祉法による施設	
乳児院	乳児
母子生活支援施設	母子
児童養護施設	児童養護
知的障害児施設	知的児入所
知的障害児通園施設	知的児通園
盲ろうあ児施設	盲ろうあ児
肢体不自由児施設	肢体不自由
重症心身障害児施設	重心
情緒障害児短期治療施設	情短
児童自立支援施設	児支援
生活保護法による施設	
救護施設	救護
更生施設	更生
授産施設	生活保護授産
社会福祉法による施設	
授産施設	社会事業授産
老人福祉法による施設	
老人デイサービスセンター	老人デイ
老人短期入所施設	短期入所
養護老人ホーム	養護
特別養護老人ホーム	特養
介護保険法による施設	
介護老人保健施設	介保
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法による施設	
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	のぞみの園
障害者自立支援法による施設	
障害者支援施設	障支援
地域活動支援センター	地域

施設名	略記
文部科学大臣が認める施設	
児童福祉法第6条の2第3項に規定する児童デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設	児童デイ
身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設	身障デイ
知的障害者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を提供し、かつ知的障害者を現に介護する者に対し介護方法の指導その他の便宜を提供する事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設	知的通所
高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号又は身体障害者福祉法第18条第1項第2号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供する事業であって、市町村又は社会福祉法人が実施するものを行う施設	福祉サ
老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、当該有料老人ホーム内において介護サービスの提供を行うことを入居契約において定めているもの(軽度の介護サービスの提供のみを行うものを除く。)	有料老人
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条に規定する事業を行う施設	原爆援護
児童福祉法第27条第2項に規定する指定国立療養所	指定医療

(様式1号及び2号の添付書)

介護等の体験希望者（決定者）名簿

平成

年度

大学等名：

学部（大学の場合のみ）：

フリガナ 氏名	性別	本籍地 (都道府県名)	住所及び電話番号 (介護等の体験を行う際の拠点地)	希望地域	交通手段	※実施期間	※受入 の可否
	生年月日 (西暦)		住所及び電話番号 (通常の大学等への通学の際の拠点地)	希望期間		※実施施設	
	男・女		〒 TEL	北信 東信 中信 南信 () 月 () 旬	自動車 バイク 自転車	月 日～ 月 日	
	年 月 日		〒 TEL	第1： 第2：			
	男・女		〒 TEL	北信 東信 中信 南信 () 月 () 旬	自動車 バイク 自転車	月 日～ 月 日	
	年 月 日		〒 TEL	第1： 第2：			
	男・女		〒 TEL	北信 東信 中信 南信 () 月 () 旬	自動車 バイク 自転車	月 日～ 月 日	
	年 月 日		〒 TEL	第1： 第2：			
	男・女		〒 TEL	北信 東信 中信 南信 () 月 () 旬	自動車 バイク 自転車	月 日～ 月 日	
	年 月 日		〒 TEL	第1： 第2：			

- 注) 1 「希望地域」欄は、北信・東信・中信・南信のいずれかに**第1希望は○、第2希望には○をつけること**。また、参考までに()内に希望市町村名を記入すること。
 2 「希望期間」欄は、**7月から3月までの月と上旬・中旬・下旬の希望時期を()内に上・中・下で記入すること**。
 3 「第1希望施設略名」及び「第2希望施設略名」欄は、別表「介護等の体験受入福祉施設等一覧」の略記を参照の上、**社会福祉施設等での体験希望を申請する場合のみ記入すること**。
 4 「交通手段」欄は、**社会福祉施設等へ通う時に利用可能な交通手段に○をつけること**。
 5 ※印の欄は、受入調整機関で記入する欄であるため、大学等では記入しないこと。
 6 各関係機関においては、この名簿により収集した個人情報**を介護等の体験の実施に係る業務にのみ、必要な範囲内でのみ利用すること**。

介護等の体験希望者（決定者）名簿（電子データ用）作成について

- 1 別紙様式のとおり、エクセルで作成したファイルを介護等の体験受入申請書（様式1号）、介護等の体験希望者（決定者）名簿（様式1号及び2号の添付書）とともに提出してください。

なお、実施要領「2 介護等の体験の申請及び受入調整等について」（5）の提出先によって、提出方法が異なりますので以下のとおりとしてください。（平成29年度から適用）

- ①長野県教育委員会教育長（特別支援学校に係るもの）

電子メールにより提出してください。

送付先・・・特別支援教育課指導係 tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp

- ②長野県社会福祉協議会長（社会福祉施設等に係るもの）

USBメモリにより提出してください。（大学名（学部名）、作成ファイル名を記入してください。）

※共通・・・個人情報保護のため、①、②ともに、**ファイルには必ずパスワードを設定してください。**（パスワードについては、適宜各担当者に伝達ください。）

- 2 入力する順は、紙による介護等の体験希望者（決定者）名簿（様式1号及び2号の添付書）にあわせてください。
- 3 「フリガナ」欄は全角カタカナで入力してください。
- 4 「生年月日」欄は西暦で入力してください。
- 5 「郵便番号」、「住所」及び「電話番号」欄は介護等の体験を行う際の拠点地を入力してください。
- 6 「希望時期」欄は〇月（上・中・下）旬として入力してください。

